

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
表紙 (省略)	表紙 (省略)	
総目次 林務関係工事標準仕様書 第1章～第3章 (省略) 第4章 無筋・鉄筋コンクリート工4-1～15 第5章～第18章 (省略)	総目次 林務関係工事標準仕様書 第1章～第3章 (省略) 第4章 無筋・鉄筋コンクリート工4-1～14 第5章～第18章 (省略)	
林務関係工事施工管理基準 施工管理基準～写真管理基準 (省略)	林務関係工事施工管理基準 施工管理基準～写真管理基準 (省略)	
目次 第1章 総則 第1節 総則 第101条～第113条 (省略) 第114条 調査・試験に対する協力1-7 第115条～第116条 (省略) 第117条 工期変更1-8 第118条～第119条 (省略) 第120条 建設副産物1-9 第121条～第122条 (省略) 第123条 完了検査1-15 第124条～第125条 (省略) 第126条 部分用1-16 第127条 施工管理1-16 第128条 (省略) 第129条 工事関係者に対する措置要求1-17 第130条 工事中の安全確保1-17 第131条 (省略) 第132条 後片付け1-20 第133条～第134条 (省略) 第141条 工事測量1-28 第142条～第145条 (省略) 第146条 臨機の措置1-30 第147条 (省略) 第148条 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件1-31 第149条～第152条 (省略) 第2章 材料 (省略) 第3章 一般施工	目次 第1章 総則 第1節 総則 第101条～第113条 (省略) 第114条 調査・試験に対する協力1-6 第115条～第116条 (省略) 第117条 施工体制台帳1-7 第118条～第119条 (省略) 第120条 建設副産物1-8 第121条～第122条 (省略) 第123条 完了検査1-14 第124条～第125条 (省略) 第126条 部分用1-15 第127条 施工管理1-15 第128条 (省略) 第129条 工事関係者に対する措置要求1-16 第130条 工事中の安全確保1-16 第131条 (省略) 第132条 後片付け1-19 第133条～第140条 (省略) 第141条 工事測量1-27 第142条～第145条 (省略) 第146条 臨機の措置1-29 第147条 (省略) 第148条 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件1-30 第149条～第152条 (省略) 第2章 材料 (省略) 第3章 一般施工	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
第1節～第4節 (省略)	第1節～第4節 (省略)	
第5節 排水施設工	第5節 排水施設工	
第322条～第323条 (省略)	第322条～第323条 (省略)	
第324条 横断工3-25	第324条 横断工3-24	
第359条～第329条 (省略)	第325条～第329条 (省略)	
第6節 石・ブロック積(張)工	第6節 石・ブロック積(張)工	
第330条～第332条 (省略)	第330条～第332条 (省略)	
第333条 石積み(張)工3-29	第333条 石積み(張)工3-28	
第7節 工場製品輸送工	第7節 工場製品輸送工	
第334条 一般事項3-29	第334条 一般事項3-28	
第335条 輸送工3-29	第335条 輸送工3-28	
第8節 構造物撤去工	第8節 構造物撤去工	
第336条～第337条 (省略)	第336条～第337条 (省略)	
第338条 防護柵撤去工3-30	第338条 防護柵撤去工3-29	
第339条 標識撤去工3-30	第339条 標識撤去工3-29	
第340条～第342条 (省略)	第340条～第342条 (省略)	
第343条 かご撤去工3-31	第343条 かご撤去工3-30	
第344条 落石雪害防止撤去工3-31	第344条 落石雪害防止撤去工3-30	
第345条 運搬処理工3-31	第345条 運搬処理工3-30	
第9節 仮設工	第9節 仮設工	
第346条～第347条 (省略)	第346条～第347条 (省略)	
第348条 仮橋・仮栈橋工3-32	第348条 仮橋・仮栈橋工3-31	
第349条 路面覆工3-32	第349条 路面覆工3-31	
第350条～第352条 (省略)	第350条～第352条 (省略)	
第353条 地中連続壁工(柱列式)3-34	第353条 地中連続壁工(柱列式)3-33	
第354条 (省略)	第354条 (省略)	
第355条 残土受入れ施設工3-35	第355条 残土受入れ施設工3-34	
第356条 電力設備工3-35	第356条 電力設備工3-34	
第357条 防塵対策工3-35	第357条 防塵対策工3-34	
第358条～第361条 (省略)	第358条～第361条 (省略)	
第362条 足場工3-36	第362条 足場工3-35	
第363条 作業構台工3-36	第363条 作業構台工3-35	
第364条 (省略)	第364条 (省略)	
第365条 モノレール3-37	第365条 モノレール3-36	
第10節 軽量盛土工 (省略)	第10節 軽量盛土工 (省略)	
第11節 その他	第11節 その他	
第368条 境界工3-38	第368条 境界工3-37	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第4章 無筋・鉄筋コンクリート工</p> <p>第1節～第4節 (省略)</p> <p>第5節 型枠及び支保</p> <p>第417条 (省略)</p> <p>第418条 組立て……………4-12</p> <p>第6節 特殊コンクリート</p> <p>第420条 (省略)</p> <p>第421条 寒中コンクリート……………4-13</p> <p>第422条～第424 (省略)</p> <p>第5章 橋梁下部工 (省略)</p> <p>第6章 鋼橋上部工</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 工場製作工</p> <p>第602条～第612条 (省略)</p> <p>第613条 工場塗装工……………6-15</p> <p>第3節～第7節 (省略)</p> <p>第7章 コンクリート橋上部工</p> <p>第1節～第3節 (省略)</p> <p>第4節 プレベーム桁橋工</p> <p>第719条 (省略)</p> <p>第720条 プレベーム桁製作工(現場)……………7-7</p> <p>第721条～第723条 (省略)</p> <p>第724条 床版・横組工……………7-8</p> <p>第725条 局部(部分)プレストレス工……………7-8</p> <p>第726条 床版・横桁工……………7-8</p> <p>第5節 PCホロースラブ橋工</p> <p>第728条～第730条 (省略)</p> <p>第731条 PCホロースラブ製作工……………7-9</p> <p>第732条 (省略)</p> <p>第6節 (省略)</p> <p>第7節 PC版桁橋工</p> <p>第738条 一般事項……………7-10</p> <p>第739条 (省略)</p> <p>第8節 PC箱桁橋工</p> <p>第740条～第741条 (省略)</p>	<p>第4章 無筋・鉄筋コンクリート工</p> <p>第1節～第4節 (省略)</p> <p>第5節 型枠及び支保</p> <p>第417条 (省略)</p> <p>第418条 組立て……………4-11</p> <p>第6節 特殊コンクリート</p> <p>第420条 (省略)</p> <p>第421条 寒中コンクリート……………4-12</p> <p>第422条～第424 (省略)</p> <p>第5章 橋梁下部工 (省略)</p> <p>第6章 鋼橋上部工 (省略)</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 工場製作工</p> <p>第602条～第612条 (省略)</p> <p>第613条 工場塗装工……………6-14</p> <p>第3節～第7節 (省略)</p> <p>第7章 コンクリート橋上部工</p> <p>第1節～第3節 (省略)</p> <p>第4節 プレベーム桁橋工</p> <p>第719条 (省略)</p> <p>第720条 プレベーム桁製作工(現場)……………7-8</p> <p>第721条～第723条 (省略)</p> <p>第724条 床版・横組工……………7-9</p> <p>第725条 局部(部分)プレストレス工……………7-9</p> <p>第726条 床版・横桁工……………7-9</p> <p>第5節 PCホロースラブ橋工</p> <p>第728条～第730条 (省略)</p> <p>第731条 PCホロースラブ製作工……………7-10</p> <p>第732条 (省略)</p> <p>第6節 (省略)</p> <p>第7節 PC版桁橋工</p> <p>第738条 一般事項……………7-11</p> <p>第739条 (省略)</p> <p>第8節 PC箱桁橋工</p> <p>第740条～第741条 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
第742条 支承工 ……………7-11	第742条 支承工……………7-12	
第743条 PC箱桁製作工 ……………7-11	第743条 PC箱桁製作工……………7-12	
第744条 落橋防止装置工 ……………7-11	第744条 落橋防止装置工……………7-12	
第9節 PC片持箱桁橋工	第9節 PC片持箱桁橋工	
第745条～第747条 (省略)	第745条～第747条 (省略)	
第748条 架設工 (片持架設) ……………7-12	第748条 架設工 (片持架設)……………7-13	
第10節 PC押出し箱桁橋工	第10節 PC押出し箱桁橋工	
第749条 一般事項 ……………7-12	第749条 一般事項……………7-13	
第750条～第751条 (省略)	第750条～第751条 (省略)	
第11節 橋梁付属物工	第11節 橋梁付属物工	
第752条 一般事項 ……………7-12	第752条 一般事項……………7-13	
第753条～第760条 (省略)	第753条～第760条 (省略)	
第12節 コンクリート橋梁足場等設置工	第12節 コンクリート橋梁足場等設置工	
第761条 一般事項 ……………7-14	第761条 一般事項……………7-15	
第762条 橋梁足場工 ……………7-14	第762条 橋梁足場工……………7-15	
第763条 (省略)	第763条 (省略)	
第8章～第18章 (省略)	第8章～第18章 (省略)	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第101条 適用 (省略)</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>1～22 (省略)</p> <p>23 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の伝達物をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏または名を記すだけでもよいものとする。</p> <p>24～42 (省略)</p> <p>43 情報共有システムとは、監督員及び請負者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。情報共有システムの利用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>請負者は、監督員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。</p> <p>第103条 設計図書の照査等</p> <p>1 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第104条～第108条 (省略)</p> <p>第109条 工事用地等の使用</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第110条～第111条 (省略)</p> <p>第112条 施工体制台帳</p> <p>1 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳（参考資料）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p> <p>2 請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、下請負契約の請負代金額に関わらず、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図（参考資料）を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第101条 適用 (省略)</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>1～22 (省略)</p> <p>23 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏または名を記すだけでもよいものとする。</p> <p>24～42 (省略)</p> <p>43 情報共有システムとは、監督員及び請負者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。情報共有システムの利用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>第103条 設計図書の照査等</p> <p>1 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第104条～第108条 (省略)</p> <p>第109条 工事用地等の使用</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第110条～第111条 (省略)</p> <p>第112条 施工体制台帳</p> <p>1 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳（参考資料）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、下請負契約の請負代金額に関わらず、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図（参考資料）を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																					
<p>衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。</p> <p>なお、施工体系図提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第113条～第114条 調査・試験に対する協力 (省略)</p> <p>第115条 工事の一時中止</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 前2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議するものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>第116条～第120条 (省略)</p> <p>第121条 監督員による確認及び立会等</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 請負者は、表1-2 施工状況把握一覧表に示す施工時期の予定等を、所定の様式 (参考資料) により事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗装工 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定工 (ロープ状工・掛工)</td> <td rowspan="3">アンカー工</td> <td>丁張 (施工範囲位置出し後)</td> <td>施工範囲 (※伏工のみ)</td> <td>1回/1 施工箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">削孔時</td> <td>土(岩)、表土厚 使用アンカーの種類・規格</td> <td rowspan="2">1回/1 施工箇所毎・規格毎 (ただし土質が異なる複数の の施工箇所は同一施工箇所扱い とする。)</td> </tr> <tr> <td>削孔(岩)延長 (岩部用アンカー)</td> </tr> <tr> <td>緊張定着時</td> <td>アンカー耐力確認 (設計図書との対比)</td> <td>1回/1 施工箇所毎・規格毎 (ただし土質が異なる複数の の施工箇所は同一施工箇所扱い とする。)</td> </tr> <tr> <td>法面工 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表1-2 施工状況把握一覧表 (省略)</p> <p>第122条～第127条 (省略)</p> <p>第128条 履行報告</p> <p>請負者は、契約書第12条の規定に基づき、前月までの履行状況を、毎月5日までに実施工程表により監督員に報告しなければならない。</p> <p>なお、報告は、工事着手の月から工事完了月の前月までとする。</p> <p>第129条 工事関係者に対する措置請求 (省略)</p> <p>第130条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月)、</p>	種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	塗装工 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	固定工 (ロープ状工・掛工)	アンカー工	丁張 (施工範囲位置出し後)	施工範囲 (※伏工のみ)	1回/1 施工箇所	削孔時	土(岩)、表土厚 使用アンカーの種類・規格	1回/1 施工箇所毎・規格毎 (ただし土質が異なる複数の の施工箇所は同一施工箇所扱い とする。)	削孔(岩)延長 (岩部用アンカー)	緊張定着時	アンカー耐力確認 (設計図書との対比)	1回/1 施工箇所毎・規格毎 (ただし土質が異なる複数の の施工箇所は同一施工箇所扱い とする。)	法面工 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第113条～第114条 調査・試験に対する協力 (省略)</p> <p>第115条 工事の一時中止</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 前2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>第116条～第120条 (省略)</p> <p>第121条 監督員による確認及び立会等</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 請負者は、表1-2 施工状況把握一覧表に示す施工時期の予定等を、所定の様式 (参考資料) により事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗装工 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(新設)</td> <td rowspan="3"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面工 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表1-2 施工状況把握一覧表 (省略)</p> <p>第122条～第127条 (省略)</p> <p>第128条 履行報告</p> <p>請負者は、契約書第12条の規定に基づき、前月までの履行状況を、毎月5日までに実施工程表により監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、提出は、工事完了月の前月までとする。</p> <p>第129条 工事関係者に対する措置請求 (省略)</p> <p>第130条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、</p>	種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	塗装工 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(新設)											法面工 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度																																																			
塗装工 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																			
固定工 (ロープ状工・掛工)	アンカー工	丁張 (施工範囲位置出し後)	施工範囲 (※伏工のみ)	1回/1 施工箇所																																																			
		削孔時	土(岩)、表土厚 使用アンカーの種類・規格	1回/1 施工箇所毎・規格毎 (ただし土質が異なる複数の の施工箇所は同一施工箇所扱い とする。)																																																			
			削孔(岩)延長 (岩部用アンカー)																																																				
緊張定着時	アンカー耐力確認 (設計図書との対比)	1回/1 施工箇所毎・規格毎 (ただし土質が異なる複数の の施工箇所は同一施工箇所扱い とする。)																																																					
法面工 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																			
種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度																																																			
塗装工 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																			
(新設)																																																							
法面工 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																			

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成 15 年 3 月 27 日）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「潜水作業安全施工指針」（日本潜水協会）及び「作業船団安全運航指針」（日本海上起重技術協会）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い労働災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～9（省略）</p> <p>10 請負者は、工事着手後、作業員全員（下請負者があればその作業員も含む）の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等（以下「安全・訓練等」という。）を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。ただし、工程や作業内容によって下請負者が現場に入らない月においては、その月の安全・訓練等への参加は不要とする。</p> <p>(1) ～ (6)（省略）</p> <p>11～12（省略）</p> <p>13 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全・訓練等の具体的な計画を次の各号のとおり作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画</p> <p>(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 月別の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY（危険予知活動）やTBM（ツールボックスミーティング）等の安全活動及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 <p>14～27（省略）</p> <p>28（削除）</p> <p>28 請負者は、海上で施工する場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船及び作業区域の存在を示す浮標、照明等を海上衝突予防法（昭和 28 年法律第 151 号）第 11 条ならびに港長又は海上保安部長の指示により設置しなければならない。</p> <p>29 請負者は、航路等で作業船を使用する工事では、他の航行船舶の安全を図るため、見張員を配置しなければならない。</p> <p>30 請負者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場、資材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現場調査（場所、種類、高さ等）及び管理者の確認を行い、その調査結果について、支障物件の有無に係わらず監督員へ報告しなければならない。</p> <p>31 請負者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」</p>	<p>「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成 15 年 3 月 27 日）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「潜水作業安全施工指針」（日本潜水協会）及び「作業船団安全運航指針」（日本海上起重技術協会）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い労働災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～9（省略）</p> <p>10 請負者は、工事着手後、作業員全員（下請負者があればその作業員も含む）の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等（以下「安全・訓練等」という。）を実施しなければならない。ただし、工程や作業内容によって下請負者が現場に入らない月においては、その月の安全・訓練等への参加は不要とする。</p> <p>(1) ～ (6)（省略）</p> <p>11～12（省略）</p> <p>13 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全・訓練等の具体的な計画を次の各号のとおり作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画</p> <p>(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 月別の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY（危険予知活動）やTBM（ツールボックスミーティング）等の安全活動及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 <p>14～27（省略）</p> <p>28 請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、施工計画書に具体的時間を記載しなければならない。</p> <p>また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。</p> <p>29 請負者は、海上で施工する場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船及び作業区域の存在を示す浮標、照明等を海上衝突予防法（昭和 28 年法律第 151 号）第 11 条ならびに港長又は海上保安部長の指示により設置しなければならない。</p> <p>30 請負者は、航路等で作業船を使用する工事では、他の航行船舶の安全を図るため、見張員を配置しなければならない。</p> <p>31 請負者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場、資材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現場調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に係わらず監督員へ報告しなければならない。</p> <p>32 請負者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考				
<p>(平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号) 及び「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの策定について」(平成 14 年 3 月 28 日付け基安安発第 0328001 号) を遵守すること。</p> <p>第131条～第133条 (省略)</p> <p>第134条 環境対策</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領 (平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施第 291 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程 (最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領 (最終改正平成 28 年 8 月 30 日付国総環第 6 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械 (以下「排出ガス対策型建設機械等」という。) を使用しなければならない。ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 セメント及びセメント系固形材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント系固形材の攪拌混合を行う土質を使用する場合は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 「セメント及びセメント系固形材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領 (案)」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。</p> <p>(2) 配合設計段階の試験結果が「土壤環境基準」(環境庁告示第 46 号、平成 3 年 8 月 23 日) を越える場合は基準内に納まるよう設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>9～13 (省略)</p>	<p>(平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号) 及び「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの策定について」(平成 14 年 3 月 28 日付け基安安発第 0328001 号) を遵守すること。</p> <p>第131条～第133条 (省略)</p> <p>第134条 環境対策</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について」(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計 378 号林野庁長官通知) に示す排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。(排出ガス対策型建設機械を使用できない場合で、技術証明等によりその効果が明らかな排出ガス浄化装置を装着した建設機械については、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。)ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。また、排出ガス対策型建設機械使用の可否について、施工計画書に記載し、監督員に提出するものとし、使用した場合は、施工現場において、その建設機械の写真撮影を行い、工事完了時に、監督員に提出するものとする。</p> <p>主な排出ガス対策型建設機械</p> <table border="1" data-bbox="1558 863 2567 1509"> <thead> <tr> <th data-bbox="1558 863 2294 919">一般工事用建設機械</th> <th data-bbox="2294 863 2567 919">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1558 919 2294 1509"> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル ・ブルドーザ ・発動発電機 (可搬式) ・空気圧縮機 (可搬式) ・油圧ユニット ・(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマー、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、全回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン (ラフテレーンクレーン) </td> <td data-bbox="2294 919 2567 1509"> <p>ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5KW以上260KW以下)を搭載した建設機械に限る。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 セメント及びセメント系固形材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント系固形材の攪拌混合を行う土質を使用する場合は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 「セメント及びセメント系固形材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領 (案)」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。</p> <p>(2) 配合設計段階の試験結果が「土壤環境基準」(環境庁告示第 46 号、平成 3 年 8 月 23 日) を越える場合は基準内に納まるよう設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>9～13 (省略)</p>	一般工事用建設機械	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル ・ブルドーザ ・発動発電機 (可搬式) ・空気圧縮機 (可搬式) ・油圧ユニット ・(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマー、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、全回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン (ラフテレーンクレーン) 	<p>ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5KW以上260KW以下)を搭載した建設機械に限る。</p>	
一般工事用建設機械	備考					
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル ・ブルドーザ ・発動発電機 (可搬式) ・空気圧縮機 (可搬式) ・油圧ユニット ・(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマー、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、全回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン (ラフテレーンクレーン) 	<p>ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5KW以上260KW以下)を搭載した建設機械に限る。</p>					

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>13 請負者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等を使用することにより回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法や産業廃棄物管理表（マニフェスト）の提出時期等については、事前に監督員と協議するものとする。</p> <p>第135条 文化財の保護（省略）</p> <p>第136条 交通安全管理</p> <p>1～3（省略）</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第1号、令和2年3月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成30年3月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～14（省略）</p> <p>15 請負者は、道路工事保安施設設置基準により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式又は蓄電池式保安灯を併用しなければならない。</p> <p>16～18（省略）</p> <p>第137条～第141条（省略）</p> <p>第142条 提出書類</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 請負者は、地質データ、試験結果等については、林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書の第1119条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>第143条～第144条（省略）</p> <p>第145条 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1～5（省略）</p> <p>5 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>また、請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、必要な枚数を購入しなければならないが、愛知県発注の他工事において購入した共済証紙の残数が明らかな場合は、その使用を認めるものとする。</p> <p>なお請負者は、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。</p> <p>また請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。</p> <p>第146条 臨機の措置（省略）</p> <p>第147条 現場代理人及び監理技術者等</p>	<p>13 請負者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法や産業廃棄物管理表（マニフェスト）の提出時期等については、事前に監督員と協議するものとする。</p> <p>第135条 文化財の保護（省略）</p> <p>第136条 交通安全管理</p> <p>1～3（省略）</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第5号、平成30年12月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成30年3月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～14（省略）</p> <p>15 請負者は、道路工事保安施設設置基準により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。</p> <p>16～18（省略）</p> <p>第137条～第141条（省略）</p> <p>第142条 提出書類</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3（新設）</p> <p>第143条～第144条（省略）</p> <p>第145条 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1～5（省略）</p> <p>5 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>また、請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、必要な枚数を購入しなければならないが、愛知県発注の他工事において購入した共済証紙の残数が明らかな場合は、その使用を認めるものとする。</p> <p>なお請負者は、共済証紙を「建退共事務受託様式3号 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書」等により適切に管理するとともに、監督員からの請求があつた場合には提示しなければならない。</p> <p>また請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。</p> <p>第146条 臨機の措置（省略）</p> <p>第147条 現場代理人及び監理技術者等</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>1 (省略)</p> <p>2 請負代金額が3,500万円以上の場合、監理技術者等は、工事現場ごとに専任のものでなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。</p> <p>なお、当該工事は愛知県農林水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。</p> <p>請負者は、主任技術者について、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式(参考資料)により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式(参考資料)により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出すること。監理技術者について建設業法施行令第28条及び第29条の規定に基づき、監理技術者補佐を配置することで他の工事と兼務させる場合は、新たに契約した工事及び既発注工事について、兼務届を所定の様式により作成のうえ、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、既発注工事については原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第148条～第152条 (省略)</p>	<p>1 (省略)</p> <p>2 請負代金額が3,500万円以上の場合、監理技術者等は、工事現場ごとに専任のものでなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。</p> <p>なお 請負者は、主任技術者について、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式(参考資料)により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式(参考資料)により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出すること。監理技術者について建設業法施行令第28条及び第29条の規定に基づき、監理技術者補佐を配置することで他の工事と兼務させる場合は、新たに契約した工事及び既発注工事について、兼務届を所定の様式により作成のうえ、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、既発注工事については原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第148条～第152条 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																																																																																								
第2章 材料 第1節～第9節 (省略) 第10節 塗料 第236条 一般事項 1～5 (省略) 6 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末では、製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料では製造後 12 ヶ月以内とするものとし、請負者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは 6 ヶ月を超えた場合、その他の塗料は 12 ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。 7 (省略) 第11節 道路標識及び区画線 第237条 道路標識 標示板、支柱、補強材、取付け金具、反射シートの品質は、次の規格に適合するものとする。 (1)～(3)省略 (4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-34、2-35 に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、請負者は、表 2-34、2-35 に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、監督員の確認を受けなければならない。 表 2-34 (省略) 表 2-35 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)	第2章 材料 第1節～第9節 (省略) 第10節 塗料 第236条 一般事項 1～5 (省略) 6 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末では、製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料では製造後 12 ヶ月以内とするものとし、請負者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 7 (省略) 第11節 道路標識及び区画線 第237条 道路標識 標示板、支柱、補強材、取付け金具、反射シートの品質は、次の規格に適合するものとする。 (1)～(3)省略 (4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-34、2-35 に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、請負者は、表 2-34、2-35 に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、監督員の確認を受けなければならない。 表 2-34 (省略) 表 2-35 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> <th>黄赤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">カプセルレンズ型</td> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>7.0</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>7.0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	黄赤	カプセルレンズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	100	30°	150	100	25	25	11	60	40°	110	70	16	16	8.0	29	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	65	30°	100	67	14	11	7.0	40	40°	95	64	13	11	7.0	20	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	1.5	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	0.9	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	0.8	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> <th>黄赤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">カプセルレンズ型</td> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>7.0</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>7.0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	黄赤	カプセルレンズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	100	30°	150	100	25	25	11	60	40°	110	70	16	16	8.0	29	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	65	30°	100	57	14	11	7.0	40	40°	95	54	13	11	7.0	20	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	1.5	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	0.9	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	0.8	
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	黄赤																																																																																																																																																		
カプセルレンズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	100																																																																																																																																																		
		30°	150	100	25	25	11	60																																																																																																																																																		
		40°	110	70	16	16	8.0	29																																																																																																																																																		
	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	65																																																																																																																																																		
		30°	100	67	14	11	7.0	40																																																																																																																																																		
		40°	95	64	13	11	7.0	20																																																																																																																																																		
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	1.5																																																																																																																																																		
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	0.9																																																																																																																																																		
		40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	0.8																																																																																																																																																		
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	黄赤																																																																																																																																																		
カプセルレンズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	100																																																																																																																																																		
		30°	150	100	25	25	11	60																																																																																																																																																		
		40°	110	70	16	16	8.0	29																																																																																																																																																		
	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	65																																																																																																																																																		
		30°	100	57	14	11	7.0	40																																																																																																																																																		
		40°	95	54	13	11	7.0	20																																																																																																																																																		
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	1.5																																																																																																																																																		
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	0.9																																																																																																																																																		
		40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	0.8																																																																																																																																																		
(注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。 第238条 区画線 (省略) 第12節～第13節 (省略)	(注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。 第238条 区画線 (省略) 第12節～第13節 (省略)																																																																																																																																																									

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
第3章 一般施工	第3章 一般施工	
第1節 適用	第1節 適用	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
第302条 一般事項	第302条 一般事項	
請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）	(平成29年11月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）	(平成29年11月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）	(平成29年11月)
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)
日本道路協会 道路橋支承便覧	日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)
日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	(平成2年11月)
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	(昭和49年7月)
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	(平成2年9月)
日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針	日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針	(平成元年6月)
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	(平成26年12月)
環境省 水質汚濁に係る環境基準について	環境省 水質汚濁に係る環境基準について	(平成31年3月)
建設省 防護柵の設置基準の改訂について	建設省 防護柵の設置基準の改訂について	(平成10年11月)
建設省 車両用防護柵標準仕様について	建設省 車両用防護柵標準仕様について	(平成11年2月)
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)
日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説	(平成16年3月)
日本道路協会 杭基礎施工便覧	日本道路協会 杭基礎施工便覧	(令和2年9月)
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成24年5月)
日本道路協会 道路土工要綱	日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針	日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針	(平成24年8月)
日本道路協会 道路土工一盛土工指針	日本道路協会 道路土工一盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会 道路土工一切土・斜面安定工指針	日本道路協会 道路土工一切土・斜面安定工指針	(平成21年6月)
日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)
日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針	日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会 舗装再生便覧	日本道路協会 舗装再生便覧	(平成22年12月)
日本道路協会 舗装施工便覧	日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)	建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)	
建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針 (平成24年3月)	建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針 (平成24年3月)	
建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)	建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)	
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)	国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)	
日本道路協会 路上表層再生工法技術指針(案) (昭和63年11月)	日本道路協会 路上表層再生工法技術指針(案) (昭和63年11月)	
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)	
建設省 土木構造物設計マニュアル(案) [土工構造物・橋梁編] (平成11年11月)	建設省 土木構造物設計マニュアル(案) [土工構造物・橋梁編] (平成11年11月)	
建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) [ボックスカルバート・擁壁編] (平成11年11月)	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) [ボックスカルバート・擁壁編] (平成11年11月)	
建設省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)	建設省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)	
厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)	
国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案) [樋門編] (平成14年1月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案) [樋門編] (平成14年1月)	
国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) (平成13年12月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) (平成13年12月)	
労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)	
厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン (平成21年4月)	厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン (平成21年4月)	
第3節 共通の工種	第3節 共通の工種	
第303条～第304条 (省略)	第303条～第304条 (省略)	
第305条 矢板工	第305条 矢板工	
1～13 (省略)	1～13 (省略)	
14 請負者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	14 請負者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	
15～22 (省略)	15～22 (省略)	
第306条～第311条 (省略)	第306条～第311条 (省略)	
第312条 簡易鋼製品の塗装	第312条 簡易鋼製品の塗装	
1 簡易鋼製品の塗装は、下記の仕様及び使用量とする。 下塗り…鉛系錆止 170 (140) g/m ² 以上 (JIS K 5674 1回塗) 上塗り…フタル酸樹脂 2種 (120) g/m ² 以上 (JIS K 5516 1回塗) なお、() 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。	1 簡易鋼製品の塗装は、下記の仕様及び使用量とする。 下塗り…鉛系錆止 170 (140) g/m ² 以上 (JIS K 5623 1回塗) 上塗り…フタル酸樹脂 2種 (120) g/m ² 以上 (JIS K 5516 1回塗) なお、() 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。	
2 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。 鋼板・形鋼等………JIS H 8641-2種 HDZ40 (付着量 400g/m ² 以上) ボルト・ナット等…JIS H 8641-2種 HDZ35 (≧ 350g/m ² 以上)	2 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。 鋼板・形鋼等………JIS H 8641-2種 HDZ40 (付着量 400g/m ² 以上) ボルト・ナット等…JIS H 8641-2種 HDZ35 (≧ 350g/m ² 以上)	
第4節 基礎工	第4節 基礎工	
第313条～第315条 (省略)	第313条～第315条 (省略)	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第316条 既製杭工</p> <p>1～17 (省略)</p> <p>18 請負者は、設計図書に中掘工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧」(日本道路協会、令和2年9月)の表3.3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>なお、施工にあたっては、オーガ先端が設計図書に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク(W/C=60～70%)を噴出(低圧の場合：1N/mm²以上の圧、高圧の場合：15～20N/mm²以上の圧)し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。</p> <p>19～24 (省略)</p> <p>25 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6カ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>26～28(省略)</p> <p>29 請負者は、指定仮設を行うにあたり、本設同様の施工管理をしなければならない。</p> <p>第317条～第321条 (省略)</p> <p>第5節～第10節 (省略)</p> <p>第11節 その他</p> <p>第368条 境界工</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 請負者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。</p>	<p>第316条 既製杭工</p> <p>1～17 (省略)</p> <p>18 請負者は、設計図書に中掘工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧」(日本道路協会、平成27年3月)の表3.3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>なお、施工にあたっては、オーガ先端が設計図書に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク(W/C=60～70%)を噴出(低圧の場合：1N/mm²以上の圧、高圧の場合：15～20N/mm²以上の圧)し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。</p> <p>19～24 (省略)</p> <p>25 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6カ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>26～28(省略)</p> <p>29 (新設)</p> <p>第317条～第321条 (省略)</p> <p>第5節～第10節 (省略)</p> <p>第11節 その他</p> <p>第368条 境界工</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 請負者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">第4章 無筋・鉄筋コンクリート工</p> <p>第1節 通則</p> <p>第401条 適用</p> <p>第402条 適用すべき諸基準</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書[施工編]、[設計編] (平成30年3月)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 無筋・鉄筋コンクリート工</p> <p>第1節 通則</p> <p>第401条 適用</p> <p>第402条 適用すべき諸基準</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書[施工編]、[設計編] (平成30年3月)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日)</p> <p>(社)日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (平成11年)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成29年9月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリート活用に関するガイドライン (平成29年3月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p>	<p>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日)</p> <p>(社)日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (平成11年)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月)</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成29年9月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリート活用に関するガイドライン (平成29年3月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p>	
<p>第2節 レディーミクストコンクリート</p>	<p>第2節 レディーミクストコンクリート</p>	
<p>第3節 運搬・打設</p>	<p>第3節 運搬・打設</p>	
<p>第4節 鉄筋工</p>	<p>第4節 鉄筋工</p>	
<p>第411条～第414条 (省略)</p>	<p>第411条～第414条 (省略)</p>	
<p>第415条 鉄筋の継手</p>	<p>第415条 鉄筋の継手</p>	
<p>1～7 (省略)</p>	<p>1～7 (省略)</p>	
<p>8 機械式鉄筋継手</p>	<p>8 (新設)</p>	
<p>(1)請負者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。</p> <p>②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p> <p>(2)設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を設計・施工条件確認会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。</p>		
<p>第416条 ガス圧接 (省略)</p>	<p>第416条 ガス圧接 (省略)</p>	
<p>第5節 型枠及び支保 (省略)</p>	<p>第5節 型枠及び支保 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																
<p>第6節 特殊コンクリート</p> <p>第420条 (省略)</p> <p>第421条 寒中コンクリート</p> <p>I 一般事項</p> <p>II 施工</p> <p>III 養生</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 請負者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、特に監督員が指示したほかは、表4-3の値以上とするのを標準とする。</p> <p>なお、表4-3(省略)の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表4-2に示す期間も満足する必要がある。</p> <p>第422条～第424条 (省略)</p>	<p>第6節 特殊コンクリート</p> <p>第420条 (省略)</p> <p>第421条 寒中コンクリート</p> <p>I 一般事項</p> <p>II 施工</p> <p>III 養生</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 請負者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、特に監督員が指示したほかは、表4-3の値以上とするのを標準とする。</p> <p>なお、表4-3(省略)の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表4-2に示す期間も満足する必要がある。</p> <p>第422条～第424条 (省略)</p>																																																																	
<p style="text-align: center;">第5章 橋梁下部工</p> <p>第1節 通則</p> <p>第501条 適用</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td> <td style="width: 40%;">(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td> <td>(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td> <td>(平成31年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td> <td>(平成26年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋補修便覧</td> <td>(平成元年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 杭基礎施工便覧</td> <td>(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 杭基礎設計便覧</td> <td>(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧</td> <td>(平成9年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工要綱</td> <td>(平成21年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針</td> <td>(平成24年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針</td> <td>(平成22年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針</td> <td>(平成11年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本林道協会 林道必携 (技術編)</td> <td>(平成23年8月)</td> </tr> </table> <p>6～7 (省略)</p> <p>第2節～第4節 (省略)</p> <p>第5節 鋼製橋脚工</p>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)	日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会 道路橋補修便覧	(平成元年8月)	日本道路協会 杭基礎施工便覧	(令和2年9月)	日本道路協会 杭基礎設計便覧	(平成27年3月)	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)	日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)	日本林道協会 林道必携 (技術編)	(平成23年8月)	<p style="text-align: center;">第5章 橋梁下部工</p> <p>第1節 通則</p> <p>第501条 適用</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td> <td style="width: 40%;">(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td> <td>(平成2年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td> <td>(平成31年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td> <td>(平成26年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋補修便覧</td> <td>(平成元年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 杭基礎施工便覧</td> <td>(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 杭基礎設計便覧</td> <td>(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧</td> <td>(平成9年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工要綱</td> <td>(平成21年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針</td> <td>(平成24年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針</td> <td>(平成22年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針</td> <td>(平成11年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本林道協会 林道必携 (技術編)</td> <td>(平成23年8月)</td> </tr> </table> <p>6～7 (省略)</p> <p>第2節～第4節 (省略)</p> <p>第5節 鋼製橋脚工</p>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(平成2年3月)	日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会 道路橋補修便覧	(平成元年8月)	日本道路協会 杭基礎施工便覧	(平成27年3月)	日本道路協会 杭基礎設計便覧	(平成27年3月)	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)	日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)	日本林道協会 林道必携 (技術編)	(平成23年8月)	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)																																																																	
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																	
日本道路協会 道路橋補修便覧	(平成元年8月)																																																																	
日本道路協会 杭基礎施工便覧	(令和2年9月)																																																																	
日本道路協会 杭基礎設計便覧	(平成27年3月)																																																																	
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)																																																																	
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																	
日本林道協会 林道必携 (技術編)	(平成23年8月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(平成2年3月)																																																																	
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																	
日本道路協会 道路橋補修便覧	(平成元年8月)																																																																	
日本道路協会 杭基礎施工便覧	(平成27年3月)																																																																	
日本道路協会 杭基礎設計便覧	(平成27年3月)																																																																	
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)																																																																	
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																	
日本林道協会 林道必携 (技術編)	(平成23年8月)																																																																	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																
<p>第524条～第531条 (省略)</p> <p>第532条 橋脚フーチング工</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、アンカーフレームの架設については、鋼道路橋施工便覧 IV 架設編第3章架設工法(日本道路協会、令和2年9月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>第533条 橋脚架設工 (省略)</p> <p>第534条 現場継手工</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) 第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧 IV 架設編第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)の規定によらなければならない。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第535条 現場塗装工 (省略)</p> <p>第6節～第9節 (省略)</p>	<p>第524条～第531条 (省略)</p> <p>第532条 橋脚フーチング工</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、アンカーフレームの架設については、鋼道路橋施工便覧 IV 架設編第3章架設工法平成27年3月による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>第533条 橋脚架設工 (省略)</p> <p>第534条 現場継手工</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) 第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧 IV 架設編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定によらなければならない。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第535条 現場塗装工 (省略)</p> <p>第6節～第9節 (省略)</p>																																																	
<p style="text-align: center;">第6章 鋼橋上部工</p> <p>第1節 通則</p> <p>第601条 適用</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td> <td style="width: 40%;">(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td> <td>(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧</td> <td>(昭和55年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td> <td>(平成31年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td> <td>(平成26年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説</td> <td>(平成19年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説</td> <td>(昭和54年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集</td> <td>(平成3年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋床版防水便覧</td> <td>(平成19年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針</td> <td>(平成14年3月)</td> </tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)	日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)	日本道路協会 道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針	(平成14年3月)	<p style="text-align: center;">第6章 鋼橋上部工</p> <p>第1節 通則</p> <p>第601条 適用</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td> <td style="width: 40%;">(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td> <td>(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧</td> <td>(昭和55年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td> <td>(平成31年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td> <td>(平成26年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説</td> <td>(平成19年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説</td> <td>(昭和54年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集</td> <td>(平成3年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋床版防水便覧</td> <td>(平成19年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針</td> <td>(平成14年3月)</td> </tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(平成27年3月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)	日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)	日本道路協会 道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針	(平成14年3月)	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)																																																	
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																	
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)																																																	
日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)																																																	
日本道路協会 道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針	(平成14年3月)																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(平成27年3月)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)																																																	
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																	
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)																																																	
日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)																																																	
日本道路協会 道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針	(平成14年3月)																																																	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本林道協会 林道必携(技術編) (平成14年5月)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成29年9月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリート活用に関するガイドライン (平成29年3月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p>	<p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本林道協会 林道必携(技術編) (平成14年5月)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月)</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成29年9月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリート活用に関するガイドライン (平成29年3月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p>	
<p>第2節 工場製作工</p> <p>第602条 一般事項</p> <p>第603条 材料</p> <p>1～9 (省略)</p> <p>10 工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</p> <p>11 (省略)</p> <p>第604条～第613条 (省略)</p> <p>第3節～第7節 (省略)</p>	<p>第2節 工場製作工</p> <p>第602条 一般事項</p> <p>第603条 材料</p> <p>1～9 (省略)</p> <p>10 工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</p> <p>11 (省略)</p> <p>第604条～第613条 (省略)</p> <p>第3節～第7節 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p style="text-align: center;">第7章 コンクリート橋上部工</p> <p>第1節 通則</p> <p>第701条 一般事項</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IIIコンクリート橋・コンクリート一部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (昭和19年10月)</p> <p>日本道路協会 プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリートTげた道路橋設計施工指針 (平成4年10月)</p> <p>日本道路協会 道路橋の塩害対策指針 (案)・同解説 (平成12年2月)</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針 (案) (平成7年12月)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成29年9月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリート活用に関するガイドライン (平成29年3月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p> <p>6～7 (省略)</p> <p>第2節 工場製作工 (省略)</p> <p>第3節 PC橋工</p> <p>第709条 一般事項 (省略)</p> <p>第710条 プレテンション桁製作工 (購入工)</p> <p>1 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 コンクリート橋上部工</p> <p>第1節 通則</p> <p>第701条 一般事項</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IIIコンクリート橋・コンクリート一部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (昭和19年10月)</p> <p>日本道路協会 プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリートTげた道路橋設計施工指針 (平成4年10月)</p> <p>日本道路協会 道路橋の塩害対策指針 (案)・同解説 (平成12年2月)</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針 (案) (平成7年12月)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月)</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成29年9月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリート活用に関するガイドライン (平成29年3月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p> <p>6～7 (省略)</p> <p>第2節 工場製作工 (省略)</p> <p>第3節 PC橋工</p> <p>第709条 一般事項 (省略)</p> <p>第710条 プレテンション桁製作工 (購入工)</p> <p>1 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考								
<p>2 請負者は、以下の規定を満足する桁を用いなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、30N/mm^2 以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。</p> <p>(3) ～ (4) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第711条 ポストテンション桁製作工</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、グラウトの施工については、以下の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>①～③(省略)</p> <p>④ グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0N/mm^2以上とするものとする。</p> <p>⑤～⑧(省略)</p> <p>(2) (削除)</p> <p style="text-align: center;">表7-1—グラウトの配合 (削除)</p> <p>(2) 請負者は、使用グラウトについて事前に以下の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。</p> <p>①～④ (削除)</p> <p>(3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</p> <p>また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。</p> <p>(4) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</p> <p>(5) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。</p> <p>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、$+5^\circ\text{C}$以上</p>	<p>2 請負者は、以下の規定を満足する桁を用いなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、30MPa以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。</p> <p>(3) ～ (4) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第711条 ポストテンション桁製作工</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、グラウトの施工については、以下の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>①～③(省略)</p> <p>④ グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0MPa以上とするものとする。</p> <p>⑤～⑧(省略)</p> <p>(2) グラウトの配合は表7-1とするが、請負者はコンクリート標準示方書 [施工編] (土木学会) [施工編：特殊コンクリート] 第12章プレストレストコンクリート及び [規準編] 土木学会基準及び関連基準 (土木学会) F. フレッシュコンクリートに示す品質と、強度の確認のための試験練りを実施し、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表7-1—グラウトの配合</p> <table border="1" data-bbox="1570 1199 2602 1331"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>水</th> <th>ノンブリージング型混和剤 (ポゾリスCF1700同等品以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウト材料1m³当り</td> <td>1,305kg</td> <td>587ℓ</td> <td>13kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。</p> <p>(3) 請負者は、使用グラウトについて事前に以下の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>(4) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</p> <p>また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。</p> <p>(5) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</p> <p>(6) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。</p> <p>(7) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、$+5^\circ\text{C}$以上</p>	名称	普通ポルトランドセメント	水	ノンブリージング型混和剤 (ポゾリスCF1700同等品以上)	グラウト材料1m ³ 当り	1,305kg	587ℓ	13kg	
名称	普通ポルトランドセメント	水	ノンブリージング型混和剤 (ポゾリスCF1700同等品以上)							
グラウト材料1m ³ 当り	1,305kg	587ℓ	13kg							

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>に保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p> <p>(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>第712条～第718条 (省略)</p> <p>第4節～第12節 (省略)</p>	<p>に保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p> <p>(8) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>第712条～第718条 (省略)</p> <p>第4節～第12節 (省略)</p>	
第8章 土工 (省略)	第8章 土工 (省略)	
第9章 路盤工	第9章 路盤工	
<p>第1節 通則～第4節 (省略)</p> <p>第5節 加熱アスファルト安定処理路盤工</p> <p>第909条～第910条 (省略)</p> <p>第911条 加熱アスファルト安定処理路盤工の施工</p> <p>1～8 (省略)</p> <p>9 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時 (出荷時) の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。</p> <p>10～25 (省略)</p>	<p>第1節 通則～第4節 (省略)</p> <p>第5節 加熱アスファルト安定処理路盤工</p> <p>第909条～第910条 (省略)</p> <p>第911条 加熱アスファルト安定処理路盤工の施工</p> <p>1～8 (省略)</p> <p>9 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。</p> <p>10～25 (省略)</p>	
第10章 アスファルト表層工 (省略)	第10章 アスファルト表層工 (省略)	
第11章 道路付属構造物	第11章 道路付属構造物	
<p>第1節 通則 (省略)</p> <p>第2節 標識工</p> <p>第1102条 材料 (省略)</p> <p>第1103条 施工</p> <p>1 請負者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。</p> <p>2 請負者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。</p> <p>3～19 (省略)</p> <p>第3節～第6節 (省略)</p>	<p>第1節 通則 (省略)</p> <p>第2節 標識工</p> <p>第1102条 材料 (省略)</p> <p>第1103条 施工</p> <p>1 請負者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。</p> <p>2 請負者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。</p> <p>3～19 (省略)</p> <p>第3節～第6節 (省略)</p>	
第12章 緑化工 (造園) (省略)	第12章～13章 (省略)	
第14章 擁壁工、落石防護工	第14章 擁壁工、落石防護工	
<p>第1節 擁壁工 (省略)</p> <p>第2節 落石防護工</p> <p>第1412条～第1415条 (省略)</p> <p>第1416条 固定工 (ロープ伏工・掛工)</p> <p>1～2 (省略)</p>	<p>第1節 擁壁工 (省略)</p> <p>第2節 落石防護工</p> <p>第1412条～第1415条 (省略)</p> <p>第1416条 固定工 (ロープ伏工)</p> <p>1～2 (省略)</p>	
第15章～第18章 (省略)	第15章～第18章 (省略)	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

林務関係工事施工管理基準 管理-1～管理-4 (省略)					林務関係工事施工管理基準 管理-1～管理-4 (省略)				
管理-5					管理-5				
番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準
5-1	擁壁工 (土留工) コンクリート	基準高	▽ ±50	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、測点毎に測定 ・厚さ・幅・高さ及び法勾配は、測点毎及び断面形状の変化点毎に測定 ・第1回型枠組立時にも測定 ・延長は、1施工箇所毎及び断面形状の変化点毎に測定 	5-1	擁壁工 (土留工) コンクリート	基準高	▽ ±50	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、測点毎に測定 ・厚さ・幅・高さ及び法勾配は、測点毎及び断面形状の変化点毎に測定 ・第1回型枠組立時にも測定 ・延長は、1施工箇所毎及び断面形状の変化点毎に測定
		厚さ	t -20				厚さ	t -20	
		幅	w1 w2 w3 -30				幅	w1 w2 w3 -30	
		高さ	h<3m -50				高さ	h<3m -50	
			h≥3m -100					h≥3m -100	
		法勾配	n・m ±0.2分				法勾配	n・m ±0.2分	
総延長	L -200	総延長	L -200						
5-2	擁壁工 (土留工) 鋼製 プレキャスト (製品を含む)	基準高	▽ ±50	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、測点毎に測定 ・高さ・法長及び法勾配は、測点毎及び断面形状の変化点毎に測定 ・延長は、1施工箇所毎及び断面形状の変化点毎に測定 	5-2	擁壁工 (土留工) 鋼製 プレキャスト (製品を含む)	基準高	▽ ±50	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、測点毎に測定 ・高さ・法長及び法勾配は、測点毎及び断面形状の変化点毎に測定 ・延長は、1施工箇所毎及び断面形状の変化点毎に測定
		高さ	h -20				高さ	h -20	
		法長	sl -50				法長	sl -50	
		法勾配	n・m ±0.2分				法勾配	n・m ±0.2分	
		総延長	L -50				総延長	L -50	
5-3	擁壁工 (土留工) じゃかご ふとんかご	基準高	▽ ±50	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、測点毎に測定 ・延長は、1施工箇所毎に測定 	5-3	擁壁工 (土留工) じゃかご ふとんかご	基準高	▽ ±50	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、測点毎に測定 ・延長は、1施工箇所毎に測定
		高さ (法長) h (s1)	-100				高さ (法長) h (s1)	-100	
		総延長	L -200				総延長	L -200	
5-4	擁壁工 (土留工) コンクリート 板	基準高	▽ ±50	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、測点毎に測定 ・厚さ、高さ及び法勾配は、施工延長40mにつき1箇所(40m以下の場合は2箇所) ・延長は、1施工箇所毎に測定 	5-4	擁壁工 (土留工) コンクリート 板	基準高	▽ ±50	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、測点毎に測定 ・厚さ、高さ及び法勾配は、施工延長40mにつき1箇所(40m以下の場合は2箇所) ・延長は、1施工箇所毎に測定
		厚さ(裏込)	t -50				厚さ(裏込)	t -50	
		高さ (法長) h(sl)	-75				高さ (法長) h(sl)	-75	
		法勾配	n ±0.2分				法勾配	n ±0.2分	
		延長	L -150				延長	L -150	
5-5	擁壁工 (土留工) 補強土壁工	基準高	▽ ±50	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、測点毎に測定 ・高さ及び法勾配は、測点毎及び断面形状の変化点毎に測定 ・延長は、1施工箇所毎に測定 	5-5	擁壁工 (土留工) 補強土壁工	基準高	▽ ±50	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、測点毎に測定 ・高さ及び法勾配は、測点毎及び断面形状の変化点毎に測定 ・延長は、1施工箇所毎に測定
		高さ	h<3m -50				高さ	h<3m -50	
			h≥3m -100					h≥3m -100	
		法勾配	n ±0.3分				法勾配	n ±0.3分	
			δ かつ±300以内					δ かつ±300以内	
		総延長	L -200				総延長	L -200	
控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上	控え長さ	設計値以上						

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-6~管理-11 (省略)		管理-6~管理-11 (省略)	
管理-12		管理-12	
測定箇所	管理方法	概要	
$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	測定結果一覧表又は図面に記入する	▽：基準高測定位置	
$d = \sqrt{x^2 + y^2}$			
		※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。	

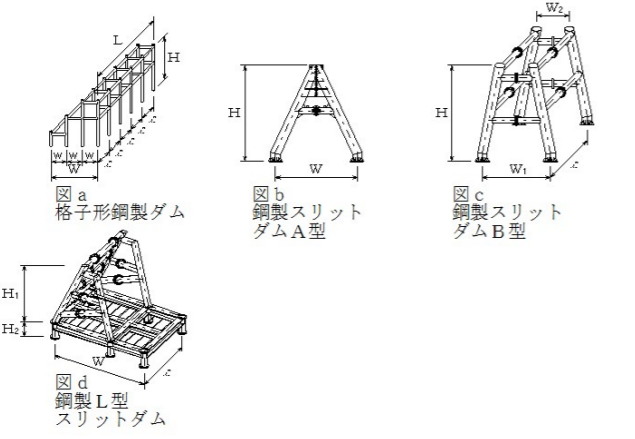
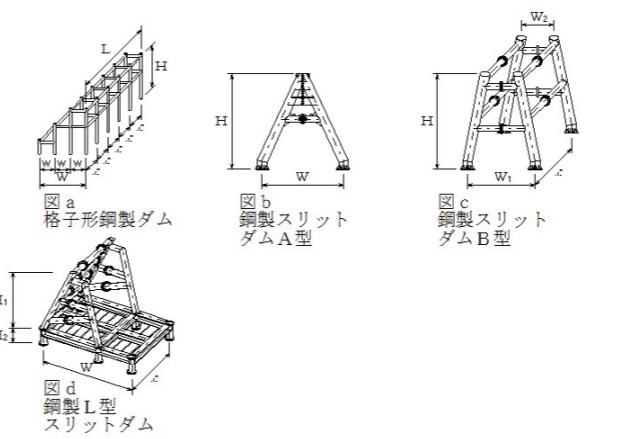
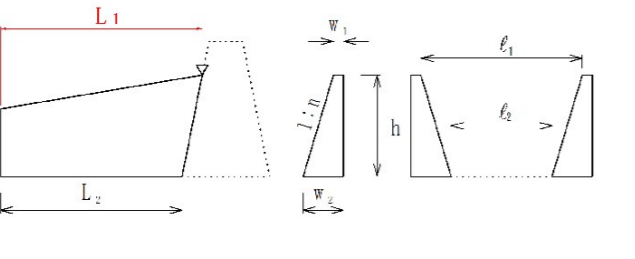
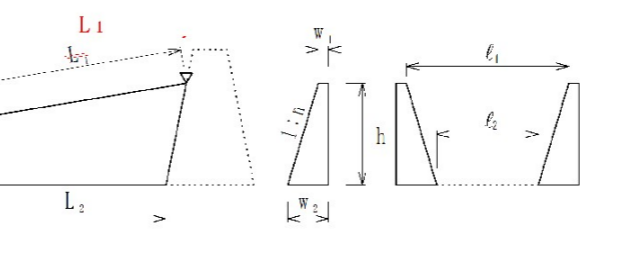
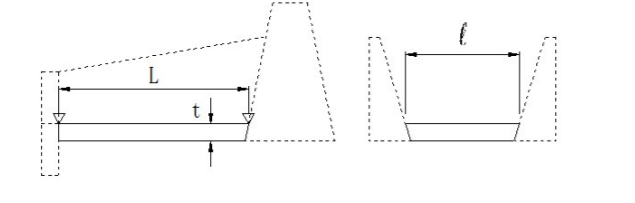
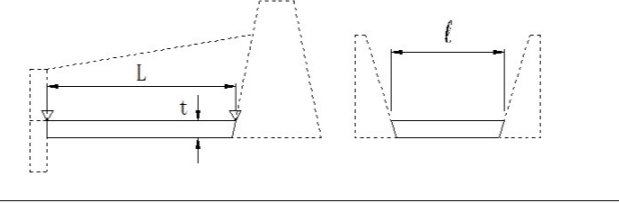
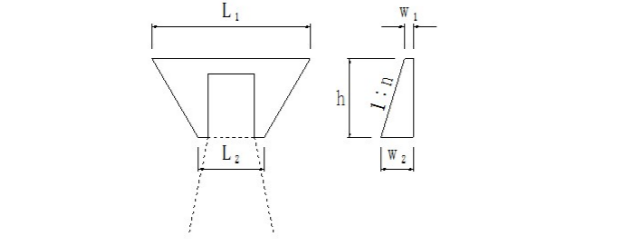
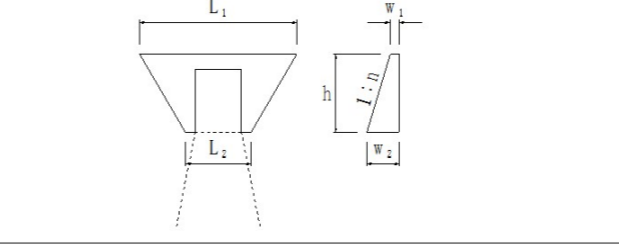
林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-13～管理-16 (省略)					管理-13～管理-16 (省略)				
管理-17					管理-17				
番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準
11-3	固定工 (ロープ伏工・掛工)	削孔長 h (岩部用アンカー)	定着長以上	・施工本数の5%もしくは最小本数3本 (1施工箇所毎・規格毎) ・土被りは除外して測定	11-3	ロープ伏工 (ロープ掛工)	削孔長 h (岩部用アンカー)	定着長以上	・施工本数の5%もしくは最小本数3本 (1施工箇所毎・規格毎) ・土被りは除外して測定
		アンカー打込角 θ	平均斜面勾配に対し、90°を基本とし、上向き15°、下向き40°以内	・施工本数の5%もしくは最小本数3本 (1施工箇所毎・規格毎)			アンカー打込角 θ	平均斜面勾配に対し、90°を基本とし、上向き15°、下向き40°以内	・施工本数の5%もしくは最小本数3本 (1施工箇所毎・規格毎)
		ロープ長 L	・200	・長さ及び面積は1施工箇所毎に測定			ロープ長 L	・200	・長さ及び面積は1施工箇所毎に測定
		面積 A ※ロープ伏工のみ	設計値以上				面積 A	設計値以上	
		主ロープ間隔 μ (管理基準軸) ※ロープ伏工のみ	1スパン2.0m±0.2mを基本とし、2スパン以上は「ロープネット工技術資料」(CCM協会)による	・管理基準軸毎			主ロープ間隔 μ (管理基準軸)	1スパン2.0m±0.2mを基本とし、2スパン以上は「ロープネット工技術資料」(CCM協会)による	・管理基準軸毎
		主ロープ間隔 μ (管理基準軸以外) ※ロープ伏工のみ	2.0m+0.5m	・500m ² につき1箇所 (1マス4辺)			主ロープ間隔 μ (管理基準軸以外)	2.0m+0.5m	・500m ² につき1箇所 (1マス4辺)
アンカー本数 金物類個数	設計値以上	・全数	アンカー本数 金物類個数	設計値以上	・全数				

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-18～管理-22 (省略)					管理-18～管理-22 (省略)						
管理-23					管理-23						
番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		
13-5	鋼製ダム工 谷止工 床固工等 (透過型)	堤長 (格子型) L	±50	・設計図書に表示された箇所について測定	13-5	鋼製ダム工 谷止工 床固工等 (透過型)	堤長 (格子型) L	±50	・設計図書に表示された箇所について測定		
		堤長 (格子型・B型) ℓ	±(10+ℓ/10)				堤長 (格子型・B型) ℓ	±(10+ℓ/10)			
		堤幅 (格子型) W	±30				堤幅 (格子型) W	±30			
		堤幅 (格子型・B型) w	±(10+w/10)				堤幅 (格子型・B型) w	±(10+w/10)			
		堤幅 (A型) w	±5				堤幅 (A型) w	±5			
		高さ (格子型・B型) H	±(10+H/10)				高さ (格子型・B型) H	±(10+H/10)			
高さ (A型) H	±5	高さ (A型) H	±5								
13-6	鋼製ダム工 現場塗装工	塗膜厚 (規格値) a ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上 b 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。		<ul style="list-style-type: none"> 各層塗装終了時に測定 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、塗装面積が、200㎡未満の場合は、10㎡につき1点以上、200㎡以上500㎡未満の場合は、25点測定する。 	13-6	鋼製ダム工 現場塗装工	塗膜厚 (規格値) a ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上 b 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。		<ul style="list-style-type: none"> 各層塗装終了時に測定 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、塗装面積が、200㎡未満の場合は、10㎡につき1点以上、200㎡以上500㎡未満の場合は、25点測定する。 		
13-7	コンクリートダム工 側壁工	基準高	▽	±30	・設計図書に表示された箇所について測定	13-7	コンクリートダム工 側壁工	基準高	▽	±30	・設計図書に表示された箇所について測定
		幅	w ₁ w ₂	-30				幅	w ₁ w ₂	-30	
		高さ	h	-30				高さ	h	-30	
		延長	L ₁ L ₂	-50				延長	(斜線) L ₁ L ₂	-50	
		幅	ℓ ₁ ~ℓ ₂	-60				幅	ℓ ₁ ~ℓ ₂	-60	
		法勾配	n	±0.2分				法勾配	n	±0.2分	
13-8	コンクリートダム工 水叩工	基準高	▽	±30	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に表示された箇所について測定 厚さは基準高位置及び中間点について測定 	13-8	コンクリートダム工 水叩工	基準高	▽	±30	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に表示された箇所について測定 厚さは基準高位置及び中間点について測定
		幅	ℓ	-60				幅	ℓ	-60	
		厚さ	t	-30				厚さ	t	-30	
		延長	L	-50				延長	L	-50	
13-9	コンクリートダム工 袖かくし工	高さ	h	-30	・設計図書に表示された箇所について測定	13-9	コンクリートダム工 袖かくし工	高さ	h	-30	・設計図書に表示された箇所について測定
		幅	w ₁ w ₂	-30				幅	w ₁ w ₂	-30	
		延長	L ₁ L ₂	-50				延長	L ₁ L ₂	-50	
		法勾配	n	±0.2分				法勾配	n	±0.2分	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-24	測定箇所	管理方法	摘要	管理-24	測定箇所	管理方法	摘要
	 <p>図a 格子形鋼製ダム 図b 鋼製スリットダムA型 図c 鋼製スリットダムB型 図d 鋼製L型スリットダム</p>	測定結果一覧表又は図面に記入する	▽：基準高測定位置		 <p>図a 格子形鋼製ダム 図b 鋼製スリットダムA型 図c 鋼製スリットダムB型 図d 鋼製L型スリットダム</p>	測定結果一覧表又は図面に記入する	▽：基準高測定位置
							
							
							

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-31～管理-53 (省略)			管理-31～管理-53 (省略)		
管理-54			管理-54		
測定箇所	管理方法	摘要	測定箇所	管理方法	摘要
<p>電線架の設置高 舗装面の高</p> <p>電線架の設置高 舗装面の高</p> <p>電線架の設置高 舗装面の高</p>	測定結果一覧表又は 図面に記入する		<p>高さ</p> <p>舗装面</p>	測定結果一覧表又は 図面に記入する	
<p>C</p>			<p>C</p>		
<p>A</p> <p>B</p> <p>W₁</p> <p>W₂</p>			<p>A</p> <p>B</p> <p>W₁</p> <p>W₂</p>		
<p>舗装面</p> <p>高さ</p>			<p>舗装面</p> <p>高さ</p>		
<p>W₁</p> <p>W₂</p> <p>W₃</p> <p>h₁</p> <p>h₂</p>			<p>W₁</p> <p>W₂</p> <p>h</p>		
-			-		
管理-55～管理-62 (省略)			管理-55～管理-62 (省略)		

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-63～管理-114 (偶数ページ共通：項目名)			管理-63～管理-114 (偶数ページ共通：項目名)		
試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管理-63～管理-79 (省略)			管理-63～管理-79 (省略)		
管理-80			管理-80		
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合は該当する。※ 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合は該当する。※ 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満の場合は該当する。※ 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満の場合は該当する。※ 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満の場合は該当する。※ 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満の場合は該当する。※ 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・再生クラッシュランに適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・再生クラッシュランに適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上（歩道路盤及び路肩路盤を除く）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1,000㎡につき1回（3孔） ・1,000㎡未満の工事は、1工事につき1回（3孔）以上。※ ※施工箇所が点在する維持工事（指示票によるもの）は除く。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X8が規格値を満足していればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合は該当する。※ ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満の場合は該当する。※ ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上（歩道路盤及び路肩路盤を除く）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1,000㎡につき1回（3孔） ・1,000㎡未満の工事は、1工事につき1回（3孔）以上。※ ※施工箇所が点在する維持工事（指示票によるもの）は除く。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X8が規格値を満足していればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合は該当する。※ ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満の場合は該当する。※ ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：随時 ・小規模工事：随時 ・全幅、全区間について実施する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 			<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：随時 ・小規模工事：随時 ・全幅、全区間について実施する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 		
1,000m2につき2回の割で行う	<ul style="list-style-type: none"> ・セメントコンクリートの路床に適用する。 		1,000m2につき2回の割で行う	<ul style="list-style-type: none"> ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合は該当する。※ 		<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合は該当する。※ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。 	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-81～管理-88 (省略)						管理-81～管理-88 (省略)					
管理-89						管理-89					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44					ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18					ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008 [3]-218	基準密度の94%以上。 X ₃ 96.5%以上 X ₆ 96%以上 X ₁₀ 96%以上 アスファルト安定処理路盤 基準密度の93%以上 X ₃ 96.5%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₁₀ 95%以上		現場密度の測定 舗装調査・試験法便覧 B008 [3]-218	基準密度の94%以上。 X ₃ 96.5%以上 X ₆ 96%以上 X ₁₀ 96%以上 アスファルト安定処理路盤 基準密度の93%以上 X ₃ 96.5%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₁₀ 95%以上			
			温度測定 (初転圧前)	JIS Z 8710	110℃				温度測定 (初転圧前)	JIS Z 8710	110℃
			外観検査(混合物)	目視					外観検査(混合物)	目視	
	その他	すべり抵抗試験	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 S021 [1]-101	設計図書による。		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 S021 [1]-101	設計図書による。		
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。		モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。		
	アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018		10～18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	モルタルのフロー値試験 JIS-R-5201 設計図書による。			
				適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説		設計アンカー力に対して十分に安全であること。		適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	設計アンカー力に対して十分に安全であること。
確認試験 (1サイクル確認試験)				(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	確認試験 (1サイクル確認試験)	(JGS4101-2012)		設計アンカー力に対して十分に安全であること。		
その他の確認試験					所定の緊張力が導入されていること。	その他の確認試験			所定の緊張力が導入されていること。		

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-90 (省略)						管理 90 (省略)						
管理-91						管理 91						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。			その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の 95% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは 90% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) または、設計図書による。	補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の 95% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは 90% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) または、設計図書による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の 95% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは 90% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や土層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。
				または、「R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 97% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは 92% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) または、設計図書による。					または、「R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 97% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは 92% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や土層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	
				「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から 1 m 以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。					「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から 1 m 以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-92～管理-98 (省略)						管理-92～管理-98 (省略)					
管理-99						管理-99					
工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値
(現場吹付法 砕工)	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上	(現場吹付法 砕工)	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による
鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。						
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22 秒						
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。						
	その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。							
		施工	必須	引き抜き試験	地山補強土設計・施工マニュアル				設計図書による。		
その他	適合試験			地山補強土設計・施工マニュアル	設計図書による。						
工・固定工(ロープ伏掛工)	施工	必須	アンカーの耐力確認試験 (岩部用アンカー)	ロープネット技術資料 (CCM協会)	設計耐力に対し、安全であること。	工・固定工(ロープ伏掛工)	施工	必須	アンカーの耐力確認試験 (岩部用アンカー)	ロープネット技術資料 (CCM協会)	設計耐力に対し、安全であること。
			アンカーの耐力確認試験 (土砂部用供試体アンカー)	ロープネット技術資料 (CCM協会)	設計耐力に対し、安全であること。				アンカーの耐力確認試験 (土砂部用供試体アンカー)	ロープネット技術資料 (CCM協会)	設計耐力に対し、安全であること。
捨石工	材料	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	捨石工	材料	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。				岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。				岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。
	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらな物、細長い物であってはならない。	その他			岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらな物、細長い物であってはならない。	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-100			管理-100		
設計図書による。			設計図書による。		
品質に異常が認められた場合に行う。			品質に異常が認められた場合に行う。		
材料入荷時		○			
施工開始前1回及び定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルク又はモルタルとする場合				
施工開始前1回及び施工日毎に1回(3本/回)	定着材をセメントミルク又はモルタルとする場合				
材料入荷時					
<ul style="list-style-type: none"> 施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 載荷サイクルは1サイクルとする。 					
<ul style="list-style-type: none"> 地層ごとに3本以上を標準とする。 載荷サイクルは多サイクルを標準とする。 初期荷重は、0.5KNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。 					
施工本数の5%もしくは最小本数3本(施工箇所毎・規格毎)	軸方向引抜試験		施工本数の5%もしくは最小本数3本(施工箇所毎・規格毎)	軸方向引抜試験	
施工本数10本以上の場合供試体2本、施工本数10本未満の場合供試体1本(施工箇所毎・規格毎、ただし土質が類似している複数の施工箇所は、同一施工箇所扱いとする。)	横方向引張試験		施工本数10本以上の場合供試体2本、施工本数10本未満の場合供試体1本(施工箇所毎・規格毎)	横方向引張試験	
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。公的機関等において試験。	500 m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5~2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	○	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。公的機関等において試験。	500 m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5~2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。公的機関等において試験。	500 m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。公的機関等において試験。	500 m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。公的機関等において試験。	500 m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満	○	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。公的機関等において試験。	500 m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満	○
5,000m ³ につき1回の割合でおこなう。ただし、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500 m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。	○	5,000m ³ につき1回の割合でおこなう。ただし、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500 m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。	○

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-101～管理-102 (省略)						管理 101～管理-102 (省略)					
管理-103						管理-103					
工種	種別	詳細区分	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	詳細区分	試験項目	試験方法	規格値
道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のい ずれかを実施す る。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法 (JIS A 1214)	(砂質土) ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比に おいて、最大乾燥密度の 90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付部: 次の密度への締固めが可能 な範囲の含水比において、最大乾燥密度の 95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは 90%以 上 (C・D・E法) (粘性土) ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが 確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 8%。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質 土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のい ずれかを実施す る。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法 (JIS A 1214)	(砂質土) ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比に おいて、最大乾燥密度の 90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付部: 次の密度への締固めが可能 な範囲の含水比において、最大乾燥密度の 95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは 90%以 上 (C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理 は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな 転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を 使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場 合) に適用する。 (粘性土) ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが 確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 8%。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質 土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。
				最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便 覧 [4]-256 突砂法	「R I 計器を用いた盛 土の締固め管理要領 (案)」による。					「R I 計器を用いた盛 土の締固め管理要領 (案)」による。	
				舗装調査・試験法便 覧 [4]-256 突砂法	「TS・GNSSを用いた盛土の締 固め情報化施工管理要領」に よる。					「TS・GNSSを用いた盛土の締 固め情報化施工管理要領」に よる。	
			ブルーフローリ ング	舗装調査・試験法便 覧 G023 [4]-288	ブルーフローリ ング				舗装調査・試験法便 覧 G023 [4]-288		
管理-104～管理-112 (省略)						管理 104～管理-112 (省略)					

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

管理-113

写真管理基準

(適用範囲)

1 この写真管理基準は、施工管理基準8 その他に定める工事写真の撮影に適用する。

(工事写真の分類)

2 工事写真は以下のように分類する。

工事写真

- 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む)
- 施工状況写真
- 安全管理写真
- 使用材料写真
- 品質管理写真
- 出来形管理写真
- 災害写真
- 事故写真
- その他 (公害、環境、補償等)

(工事写真の撮影基準)

3 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度
工事写真は、別紙撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

(2) 撮影方法
工事写真の撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。
ただし、使用する小黒板の大きさ等を変更する場合には、監督員と協議し、承諾を得ること。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点 (位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

参考 小黒板

600以上

工事名
工種
位置
図 面

700以上

小黒板の判読が困難となる場合は、「**愛知県デジタル写真管理情報基準(案)**」に規定する写真情報 (写真管理項目-施工管理値) に必要事項を記入し、整理する。
また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

管理 113

写真管理基準

(適用範囲)

1 この写真管理基準は、施工管理基準8 その他に定める工事写真の撮影に適用する。

(工事写真の分類)

2 工事写真は以下のように分類する。

工事写真

- 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む)
- 施工状況写真
- 安全管理写真
- 使用材料写真
- 品質管理写真
- 出来形管理写真
- 災害写真
- 事故写真
- その他 (公害、環境、補償等)

(工事写真の撮影基準)

3 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度
工事写真は、別紙撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

(2) 撮影方法
工事写真の撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。
ただし、使用する小黒板の大きさ等を変更する場合には、監督員と協議し、承諾を得ること。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点 (位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

参考 小黒板

600以上

工事名
工種
位置
図 面

700以上

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理基準」に規定する写真情報 (写真管理項目-施工管理値) に必要事項を記入し、整理する。
また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

<p>管理-114~118</p> <p>(3) デジタル工事写真の黒板情報電子化 ア 請負者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得なければならない。なお、情報共有システムを利用する場合は、事前協議のチェックシートで承諾を得ることとする。以下についても同様とする。 イ～オ (省略)</p> <p>(ICT 活用工事)</p> <p>4 ICT 活用工事の出来形管理を行った場合の撮影頻度及び撮影方法は、同写真管理基準のほか、愛知県建設局の定める「ICT 活用工事実施要領」の規定による。</p> <p>5 (写真の省略) ～7 (写真の仕様等) (省略)</p> <p>(工事写真の提出部数及び形式)</p> <p>8 工事写真の提出部数及び形式は、以下によるものとする。 (1) 工事写真は電子媒体で2部提出するものとする。 (2) 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法 (各種仕様) 「愛知県デジタル写真管理情報基準 (案)」に基づくものとする。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準」を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p> <p>9 (留意事項等) ～10 (その他) (省略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>11 撮影箇所一覧表の用語の定義は以下のとおりとする。 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p>	<p>管理 114～118</p> <p>(3) デジタル工事写真の黒板情報電子化 ア 請負者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得なければならない。 イ～オ (省略)</p> <p>(情報化施工)</p> <p>4 「TS を用いた出来形管理要領 (土工編)」 (平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号) による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、同要領の規定による。</p> <p>5 (写真の省略) ～7 (写真の仕様等) (省略)</p> <p>(工事写真の提出部数及び形式)</p> <p>8 工事写真の提出部数及び形式は、以下によるものとする。 (1) 工事写真は電子媒体で2部提出するものとする。 (2) 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法 (各種仕様) 「愛知県デジタル写真管理情報基準 (案)」に基づくものとする。(基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) 電子媒体で提出しないよう場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の基準 (案)」による。</p> <p>9 (留意事項等) ～10 (その他) (省略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>11 撮影箇所一覧表の用語の定義は以下のとおりとする。 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	
--	--	--

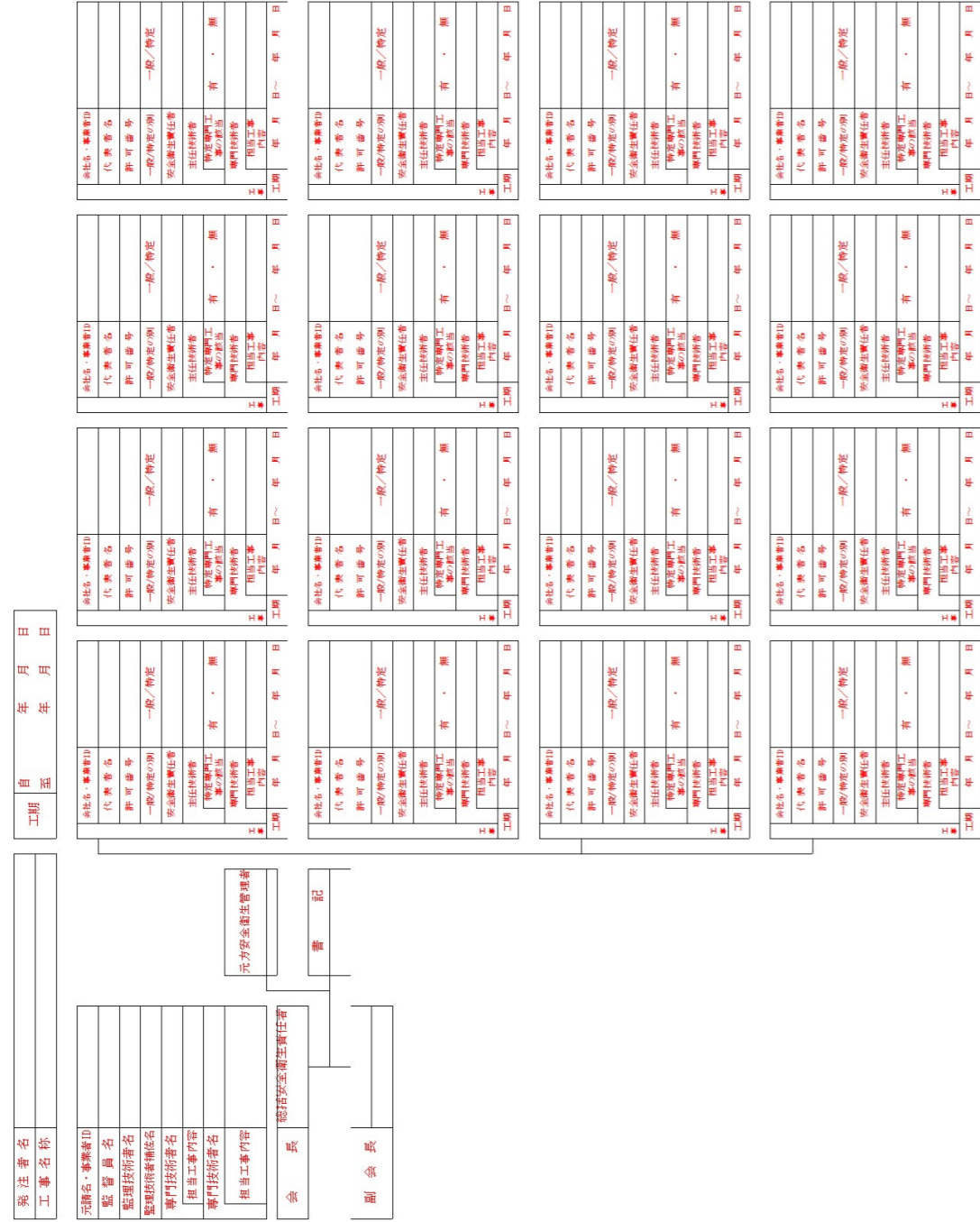
林務関係工事標準仕様書新旧対照表

参考資料-1~70(省略)

参考資料-71

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

様式14

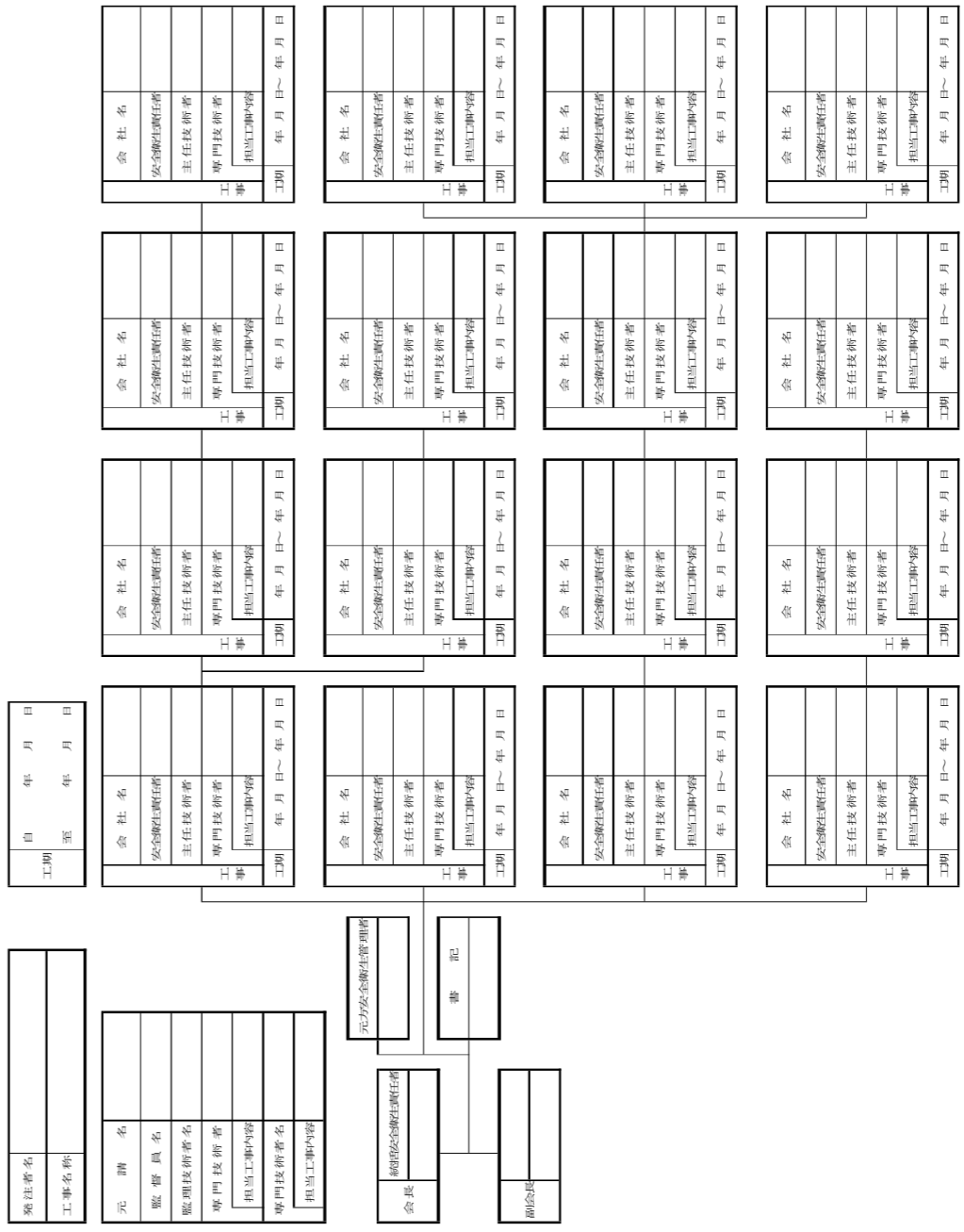


参考資料-72~82 (省略)

参考資料-1~70 (省略)

参考資料-71

(88号) 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図



参考資料-72~82 (省略)